認可地縁団体
申請の手引き

山陽小野田市協創部
市民活動推進課

目　　次

はじめに ----------1
地縁による団体とは ----------1
認可の前提 ----------2
認可の要件 ----------2
認可申請の流れ ----------3
認可申請の書類 ---------- ３、４
認可 ---------- ４、５
認可後の手続き ---------- ５、６
不動産に係る登記の特例 ---------- ６、７、８

【様式集】

様式１～様式１４

【関係法令集】

地方自治法（関係分）ほか

●はじめに

自治会や町内会などは、法人格を有しないため、自治会館や公会堂などの保有不動産等について、自治会長などの個人名義、又は複数の共有名義で登記されています。こうした場合、名義人の転出、死亡などで、名義人が自治会の構成員でなくなったとき、相続や名義人の変更などで様々な問題が発生します。

このような問題に対処するため、平成３年に地方自治法が改正され、自治会や町内会などの地縁による団体が、市町村長の認可を得て法人格を取得することにより、自治会や町内会などの名義で保有不動産等を登記することができるようになりました。

●地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、自治会や町内会などのように区域に住所を有する人が誰でも構成員となることのできる団体を、一般に「地縁による団体」と考えます。

一方、青年団、女性会、老人クラブなどの性別や年齢に制限を受ける団体、また、スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は、「地縁による団体」には該当しません。

市町村長の認可を受けた「地縁による団体」のことを「認可地縁団体」といいます。

この「認可地縁団体」は、民主的な運営の下に自主的な活動を行うとともに、構成員に対する不当な差別的な取り扱いをしてはなりません。また、特定の政党のために「認可地縁団体」を利用することもできません。

1　認可の前提

自治会が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少数の者が組織する集まりは、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言えませんので、「地縁による団体」の認可の対象とはなりません。

2　認可の要件

(1)　自治会の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

> ここでいう共同活動とは、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会所の管理など、一般的な自治会活動のことです。

(2)　自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

> 道路、河川等により区域が画されていることなど、容易に自治会の区域が認識できることが必要です。

(3)　自治会の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の人が現に構成員になっていること。

> 認可を受ける自治会の構成員については、自治会に住所を有するすべての個人は構成員となることができるものであることから、加入を希望する構成員の加入を拒むことは原則として認められません。また、自治会に住所を有する法人等も構成員になることができます。
> 「相当数」とは、自治会の構成員全員の過半数以上とします。
> 「現に構成員になっていること」は、構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認することとします。

⑷　規約を定めていること。

規約には次の事項を定めます。 ①　目的 ②　名称 ③　区域 ④　主たる事務所の所在地 ⑤　構成員の資格に関する事項 ⑥　代表者に関する事項 ⑦　会議に関する事項 ⑧　資産に関する事項

3　認可申請の流れ

①　自治会が不動産を取得している。又は、これから取得の予定がある。

⇓

②　自治会が「地縁による団体」の認可申請（法人格の取得）をすることについて自治会内で話し合う。

⇓

③　市民活動推進課と事前協議を行う。

⇓

④　総会を開催し、次の事項を議決する。

（◎規約の改正
◎認可を申請することについて
◎認可申請の代表者を会長とすることについて）

⇓

⑤　認可申請の書類等の作成及び提出

4　認可申請の書類

①　認可申請書（**様式１**）
②　規約（**『○○自治会規約』（案）を参照**）
③　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
（**『○○自治会　通常総会　議事録』（案）を参照**）
④　構成員の名簿（**様式２**）
⑤　保有資産目録（**様式３**）又は保有予定資産目録（**様式４**）

※申請時に、不動産等を有している団体にあっては「保有資産目録」（**様式３**）を、不動産等を保有することを予定している団体にあっては「保有予定資産目録」（**様式４**）を提出してください。

⑥　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※自治会等の活動実績を示す書類として、過去２年度分の事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書が含まれる総会試料等を添付してください。

⑦　申請者が代表者であることを証する書類〔就任承諾書（**様式５**）〕
※記入例参照

※申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写し及び申請者が代表者になることを受託した承諾書を添付してください。

⑧　その他

ア　代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無を記載した書類（**様式６**）

イ　代理人の有無を記載した書類（**様式７**）

※「代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無」は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。
「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人をいいます。
様式６及び７については、「無」の場合、提出の必要はありません。

５　認可

市長は、提出のあった認可申請の書類を審査し、地縁による団体の認可をしたときは、申請のあった自治会に通知するとともに、次に掲げる事項を告示します。

① 名称
② 規約に定める目的

③ 区域
④ 主たる事務所
※主たる事務所が代表者の自宅である場合は告示事項としない。
⑤ 代表者の氏名
⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無
⑦ 職務代行者の選任の有無
⑧ 代理人の有無
⑨ 認可年月日

6　認可後の手続き

(1)　規約の変更

認可を受けた自治会の規約は、すべての構成員の４分の３以上の同意のあるときに限り、変更することができますが、変更後の規約が効力を生じるためには、市長の認可が必要となります。

規約変更の書類
・規約変更認可申請書（**様式８**）

(2)　告示事項の変更

認可を受けた自治会は、告示された事項に変更があったときは、市長に届け出なければなりません。

告示事項変更届出の書類
・告示事項変更届出書（**様式９**）

(3)　保有不動産の登記

認可を受けた自治会が保有不動産等を自治会名義で登記しようとするときは、認可地縁団体告示事項証明書の交付を受け、法務局などの関係機関に御相談下さい。

認可地縁団体告示事項証明書の交付に必要なもの
・認可地縁団体証明書交付請求書(**様式１０**)
・手数料　１通２００円

(4)　認可地縁団体印鑑の登録

認可を受けた自治会の代表者等は、その印鑑を市町村長に申請して登録を受けることができます。

ア　登録資格

①代表者、②職務代行者、③仮代理人、④特別代理人、⑤清算人

イ　登録印鑑

認可を受けた自治会は、認可地縁団体印鑑１個を登録することができます。ただし、次に掲げる印鑑は、登録できません。

① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
② 印影の大きさが１辺の長さ８ｍｍの正方形に収まるもの又は１辺の長さ３０ｍｍの正方形に収まらないもの
③ 印影を鮮明に表しにくいもの
④ その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

ウ　登録に必要なもの

・認可地縁団体印鑑登録申請書〔**様式第１号（第２条関係）**〕
・認可地縁団体印鑑
・代表者個人の印鑑登録証明書１通及びその印鑑

エ　印鑑登録証明書

認可を受けた自治会が保有不動産等を自治会名義で登記しようとするときなどに、認可地縁団体印鑑登録証明書が必要な場合があります。

なお、当該証明書の交付に必要なものは次のとおりです。

・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書〔**様式第３号（第４条関係）**〕
・登録を受けた認可地縁団体印鑑
・手数料　１通２００円

7　不動産に係る登記の特例

法人格を取得し、不動産登記が出来るようになっても、共有または個人名義から法人名義に所有権の移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合においては、相続人の追跡調査や承諾を得るために多大な労力を費やし、さらには、全ての相続人の承諾が得られなければ所有権の移転登記が出来ないという問題点が生じています。

このようなことから、地方自治法の一部が改正（平成２７年４月１日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産のうち「一定の要件」を満たすものについて、市長が公告手続を経て、登記関係者（※）の承諾があった

ものとみなされた旨の公告結果を通知することにより、認可地縁団体が「単独」で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例が創設されました。

※登記関係者：表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

【登記までの流れ】

（１）相続人の所在がわからない等により、移転登記できない場合、市に所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（**様式１１**）及び添付書類を提出します。

添付書類

① 申請不動産の登記事項証明書
② 保有資産目録又は保有予定資産目録等
③ 申請者が代表者であることを証する書類
④ 次の内容を疎明するに足りる資料

（ア） 認可地縁団体が不動産を所有していること

（イ） 認可地縁団体によって、１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されていること。

〔提出書類〕
・不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
・公共料金の支払領収書
・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
・旧土地台帳の写し
・固定資産税の納税証明書
・固定資産課税台帳の記載事項証明書（資産証明書・評価証明書等）　など

（ウ）表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが『認可地縁団体の構成員』又は『かつて認可地縁団体の構成員であった者』であること。

〔提出書類〕
・認可地縁団体の構成員名簿
・墓地の使用者名簿（※不動産が墓地である場合）　　など

（ウ）　不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

〔提出書類〕
・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係所の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明書付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面　　など
●登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。
●この場合、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

（２）市は提出された疎明資料により要件を確認します。

（３）市は要件の確認が出来た場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者等が、市に異議を述べるべき旨の公告をします。

（４）公告期間（３月間）において、異議がなかった場合は、異議がなかった旨〔公告結果（承諾）の情報提供について（**様式１２**）〕を情報提供します。

【異議があった場合】
　この場合、市に異議のある登記関係者等から申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（**様式１３**）が提出されます。
　市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、市から認可地縁団体にその旨〔公告結果（異議申出あり）通知書（**様式１４**）〕通知します。
　これにより、認可地縁団体は特例手続を中止することとなります。

（５）法務局において所有権の保存または移転登記を申請できます。

８　その他

認可地縁団体となった自治会は、地方自治法などの関係法令に基づき、より一層適正かつ厳正な管理・運営を行ってください。

【様　式　集】

※別添のとおり

（様式１）　　年　　月　　日

山陽小野田市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第260条の２第１項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　保有資産目録又は保有予定資産目録

５　良好な地域社会の維持又は形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

６　申請者が代表者であることを証する書類

（様式２）

構　成　員　名　簿

団体の名称

年　　月　　日現在

No	氏　　名	フリガナ	住　　所

（様式３）

保　有　資　産　目　録

自治会
年　月　日現在

１　不動産

(1)　所有権を有する不動産

ア　建物

名　称	延床面積	所在地

イ　土地

地目	面積	所在地

２　不動産に関する権利等

(1)　所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2)　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量
１　預金　普通預金　　銀行　　支店　預金残額　　円

（様式４）

保　有　予　定　資　産　目　録

自治会

年　　月　　日現在

１　不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

２　不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

（様式５）　　年　　月　　日

　　年度　　自治会通常総会

議長　　様

就　任　承　諾　書

私は、　　年度　　自治会通常総会において、地縁による団体の代表者に選任されましたので、就任することを承諾いたします。

住　所　　山陽小野田市

氏　名

（様式６）

代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

会長.....

1　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1)　　有

(2)　　無

2　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1)　　有

（職務代行者）

氏　名

.....

住　所

.....

(2)　　無

（様式７）

代　理　人　の　有　無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

会長.....

１　代理人の有無

(1)　　有

（代理人）

氏　名

.....

住　所

.....

(2)　　無

※この場合の「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人のことを指します。

※特に該当のない場合は無に○をつけてください。

●地方自治法

第２６０条の８　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事例については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（様式８）　　年　　月　　日

山陽小野田市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

規約変更認可申請書

地方自治法第２６０条の３第２項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

別紙

規約変更の内容及び理由

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

（様式９）　　年　　月　　日

山陽小野田市長　　様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定より、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日
年　　月　　日

３　変更の理由

(様式１０)
山陽小野田市長　様

年　　月　　日

【請求者】

氏名	
住所	〒
生年月日	大・昭・平・令・西　　年　　月　　日

認可地縁団体証明書 交付請求書

以下の認可地縁団体について、証明書の交付を請求します。

団体名称				
事務所所在地	□代表者宅			
	□事務所 （　　）			
現代表者氏名				
必要部数	（　　）部　※手数料２００円/１部			
代表者住所の表示	□なし	□あり→	□請求者本人の住所	□請求者本人以外の住所
委任状	私は、請求者に住所表示のある証明の請求を委任します。			
	委任者氏名　ふりがな		生年月日	大・昭・平・令・西　　年　　月　　日
	委任者住所　〒			
申請理由	□土地等の登記	□道路使用許可申請	□金融機関の手続き	
	□記載事項の確認	その他 （　　）		

※１　委任者氏名欄は、委任者の自署もしくは記名押印が必要です。
※２　複数名の代表者住所の表示が必要な場合は、表示が必要な代表者分の委任状をご用意願います。

【受付使用欄】

受付		**発行日**	年　　月　　日
本人確認	□運転免許証 □運転経歴証明書 □マイナンバー □旅券（パスポート） □在留カード □身体障がい者手帳 □その他（　　）		

（様式１１）　　年　　月　　日

山陽小野田市長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延床面積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所
氏名または名称
住　　所

（別添書類）

1　所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
2　保有資産目録または保有予定試算目録等
3　申請者が代表者であることを証する書類
4　地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

（様式１２）　　第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

山陽小野田市長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の38第１項の規定により、　　年　　月　　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第３項の規程により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第４項に規定する証する情報を提供します。

記

１　公告に関する事項
（１）申請を行った認可地縁団体の名称
（２）申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延床面積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称

住　　所

（３） 公告期間

２　公告の結果

１の公告については、１（３）の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

（様式１３）　　年　　月　　日

山陽小野田市長　様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名
住　所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1　公告に関する事項

（１）申請を行った認可地縁団体の名称

（２）申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延床面積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称

住　　所

（３）公告期間

2　異議を述べる登記関係者等の別

□申請不動産の表題部所有者または所有者の登記名義人

□申請不動産の表題部所有者または所有者の登記名義人の相続人

□申請不動産の所有者を有することを疎明する者

3　異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

□申請不動産の登記事項証明書

□住民票の写し

□その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体に通知されます。

（様式１４）

第　　号
年　　月　　日

（申請団体）　御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

山陽小野田市長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の38第１項の規定により、　　年　　月　　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第５項に規定に基づき通知します。

記

１　公告に関する事項
（１）申請を行った認可地縁団体の名称
（２）申請不動産に関する事項
・建物

名　　称	延床面積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称

住　　所

（３）公告期間

２　異議の内容等

（１）異議を述べた登記関係者等

氏　名

住　所

登記関係者等の別

（２）異議を述べた年月日

（３）異議を述べた理由等

【関　係　法　令　集】

【地方自治法・地方自治法施行規則　抜粋】

●地方自治法抜粋（昭和２２年４月１７日法律第６７号）

（地縁による団体）

第２６０条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

２　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

（１）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

（２）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

（３）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（４）規約を定めていること。

３　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

（１）目的

（２）名称

（３）区域

（４）主たる事務所の所在地

（５）構成員の資格に関する事項

（６）代表者に関する事項

（７）会議に関する事項

（８）資産に関する事項

４　第２項第２号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

５　市町村長は、地縁による団体が第２項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第１項の認可をしなければならない。

6　第１項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7　第１項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8　認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9　認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

１０　市町村長は、第１項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

１１　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

１２　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第１０項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

１３　認可地縁団体は、第１０項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第１０項の規程に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

１４　市町村長は、認可地縁団体が第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第１項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

１５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第４条及び第７８条の規定は、認可地縁団体に準用する。

１６　認可地縁団体は、法人税法（昭和４０年法律第３４号）その他法人税に関する法令の適用については、同法第２条第６号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第３７条の規定を適用する場合には同条第４項中

「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第７項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第６６条の規定を適用する場合には同条第１項及び第２項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第３項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。

１７　認可地縁団体は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第３に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第２６０条の３　認可地縁団体の規約は、総構成員の４分の３以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

２　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録及び構成員名簿）

第２６０条の４　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年１月から３月までの間に財産目録作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

２　認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（代表者）

第２６０条の５　認可地縁団体には、１人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第２６０条の６　認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表とする。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第２６０条の７　認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の代理行為の委任）
第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮代表者）
第２６０条の９　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

（利益相反行為）
第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）
第２６０条の１１　認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

（監事の職務）
第２６０条の１２　認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
（１）財産の状況を監査すること。
（２）代表者の業務の執行の状況を監査すること。
（３）財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
（４）前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（通常総会）
第２６０条の１３　認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）
第２６０条の１４　認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

２　総構成員の５分の１以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の５分の１の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）
第２６０条の１５　認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも５日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

（認可地縁団体の事務の執行）
第２６０条の１６　認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

（総会の決議事項）
第２６０条の１７　認可地縁団体の総会においては、第２６０条の１５の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（構成員の表決権）
第２６０条の１８　認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

２　認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決することができる。

３　前２項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）
第２６０条の１９　認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

（認可地縁団体の解散事由）
第２６０条の２０　認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。
（１）規約で定めた解散事由の発生
（２）破産手続開始の決定
（３）認可の取消し
（４）総会の決議
（５）構成員が欠けたこと

（認可地縁団体の解散の決議）
第２６０条の２１　認可地縁団体は、総構成員の４分の３以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（認可地縁団体についての破産手続の開始）
第２６０条の２２　認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

２　前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算認可地縁団体）
第２６０条の２３　解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（精算人）
第２６０条の２４　認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）
第２６０条の２５　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）
第２６０条の２６　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）
第２６０条の２７　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。
（１）現務の結了
（２）債権の取立て及び債務の弁済
（３）残余財産の引渡し

２　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）
第２６０条の２８　認可地縁団体の清算人は、その就職の日から２箇月以内に、少なくとも３回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申

出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、２箇月を下ることができない。

２　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

３　認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

４　第１項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第２６０条の２９　前条第１項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求することができる。

（清算認可地縁団体についての破産手続の開始）

第２６０条の３０　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

２　清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

３　前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

４　第１項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第２６０条の３１　解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

２　規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的

に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、その認可地縁団体の目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

３　前２項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

（裁判所による監督）

第２６０条の３２　認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

２　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第２６０条の３３　認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（事件の管轄）

第２６０条の３４　認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（１）仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

（２）解散及び清算の監督に関する事件

（３）清算人に関する事件

（不服申立ての制限）

第２６０条の３５　認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人等の報酬）

第２６０条の３６　裁判所は、第２６０条の２５の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

（検査役の選任）

第２６０条の３７　裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

２　前２条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあ

っては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(認可地縁団体の不動産登記の特例)

第２６０条の３８　認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２条第１０項に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によって、１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占用されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

（１）当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

（２）当該認可地縁団体が当該不動産を１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

（３）当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

（４）当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

２　市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第５項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、３月を下ってはならない。

３　前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第１項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

４　市町村長は、前項の規定により第１項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた

場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第２項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第１項の規定により申請に行った認可地縁団体に提供するものとする。

５　第２項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第１項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第２６０条の３９　不動産登記法第７４条第１項の規定にかかわらず、前条第４項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第１８条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第１項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

２　不動産登記法第６０条の規定にかかわらず、前条第４項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第１項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

●地方自治法施行規則抜粋（昭和２２年５月３日政令第１６号）

第１８条　地方自治法第２６０条の２第２項に規定する申請は、同条第１項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

（１）規約
（２）認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
（３）構成員の名簿
（４）申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあっては保有予定資産目録
（５）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
（６）申請者が代表者であることを証する書類

２　前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第１９条　地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法第七十六条の十三第四項及び森林組合法第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

（１）地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

（２）土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合　前条第二項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

（３）森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合　前条第三項により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第五号から第七号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第八号及び第九号に掲げる事項

（４）解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）

（５）清算結了の場合　前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第四号の事項（同項第五号から第七号まで及び第四項第一号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第一号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第五項の事項

（６）前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第一項各号（同条第二項又は第三項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

3　市町村長は、第一項の告示を行つたときは、前条第一項第一号から第七号まで及び第四項各号に掲げる事項並びに同条第五項の事項の告示年月日を同条第一項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第一項第一号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号並びに第五項においては、この条第一項第一号の告示を行つた場合を除くものとする。

第２０条　地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

3　地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第十八条の三第一項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

（1）名称に変更があつた場合　名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

（2）主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

（3）代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ　変更の原因

ロ　当該原因が発生した年月日

（4）規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

（5）区域を変更した場合　区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

第２１条　地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2　市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第十八条の三第一項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合にお

いて、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

（１）　代表者又は代表者であつた者の住所

（２）　裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所

（３）　代表者の代理人又は代理人であつた者の住所

（４）　清算人又は清算人であつた者の住所

（５）　主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

３　前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第二百六十条の二第十二項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第２２条　地方自治法第２６０条の３第２項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の２　地方自治法第２６０条の３８第１項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

（１）所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

（２）第１８条の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

（３）申請者が代表者であることを証する書類

（４）地方自治法第２６０条の３８第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の３　地方自治法第２６０条の３８第２項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）地方自治法第２６０条の３８第１項の申請を行った認可地縁団体の名称、

区域及び主たる事務所

（２）前条第２項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する書類

（３）申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

（４）異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

２　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

３　前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の４　地方自治法第２６０条の３８第４項に規定する証する情報の提供は、前条第１項第２号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

２　前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の５　地方自治法第２６０条の３８第５項に規定する通知は、第２２条の３第２項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

２　前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

●読み替え後の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律抜粋（平成１８年法律第４８号）

（住所）

第４条　一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第７８条　一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについては第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

〒756-8601
山陽小野田市日の出１－１－１
山陽小野田市　市民活動推進課
TEL0836(82)1134
（令和８年10月作成）